

7 情 個 第 1 6 号

令和 7 年 1 月 20 日

京丹後市教育委員会

教育長 松本 明彦 様

京丹後市情報公開・個人情報保護審査会

会長 曽根 寛

答申書の交付について

京丹後市個人情報保護条例（平成 17 年京丹後市条例第 11 号）第 43 条第 1 項の規定に基づく下記の諮問について、別紙答申書を交付します。

事件番号 令和 7 年 10 月 20 日付け 7 諮問第 1 号

事 件 名 個人情報開示請求に対する令和 7 年 9 月 1 日付け 7 教育第 803 号個人情報部分開示決定に係る審査請求

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求の対象とされた個人情報の一部を開示しないとした京丹後市教育委員会の決定は妥当であると思慮されることから、本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 不服申立ての経緯

- (1) 令和2年8月24日、京丹後市教育委員会は、京都府教育委員会の求めに応じ、「京丹後市立峰山中学校における指導に対する訴えについての報告」(以下「府への報告書」という。)を提出した。
- (2) 令和4年2月23日、審査請求人は、実施機関に対して府への報告書に係る個人情報開示請求を行った。
- (3) 令和5年6月12日、実施機関は、請求内容に対する個人情報部分開示決定通知書(5教育第392号。以下「R5部分開示処分」という。)を審査請求人に交付した。
- (4) 審査請求人は、実施機関を被告として、R5部分開示処分の不開示部分のうち、「公務員が受ける行政措置(厳重注意等の監督指導上の措置)に係る情報」を開示するよう訴えを提起した。
- (5) 令和7年8月7日、実施機関は、R5部分開示処分の再処分として、R5部分開示処分の不開示部分の一部につき開示する内容を決定する個人情報部分開示決定通知書(7教育第675号。以下「R7再処分」という。)を交付した。
- (6) 令和7年8月13日、審査請求人は、R5部分開示処分に記載のあった、開示しない部分を除外する理由として「京丹後市個人情報保護条例(以下「個人情報保護条例」という。)第19条第2号ウ」がR7再処分には記載されていないことを不服として審査請求をし、実施機関は当該請求を容認し、同年9月1日にR7再処分の再処分として個人情報部分開示決定通知書(7教育第803号。以下「原処分」という。)を交付した。

第3 審査請求人による不服申立ての主たる理由

- (1) 原処分における不開示部分は、個人情報保護条例第19条第2号ウに該当する

のであるから、開示すべきである。

ア 不開示部分は第三者の個人情報を包含する公務員の職務の遂行に係る情報であるが、以下イ～エの理由により、個人情報保護条例第19条第2号ウに基づき、開示すべきである。

イ 実施機関は、審査請求人が提起した審査請求を容認して原処分において不開示部分のうち一部を開示する理由に「個人情報保護条例第19条第2号ウに規定する情報」を加え、R5部分開示処分にあった個人情報の一部を開示とする理由である「当該個人が公務員等である場合において、不開示とする情報がその職務の遂行に係る情報ではないため。」を原処分においても削除したままなのであるから、再処分において開示された部分は「公務員が受ける行政措置（厳重注意等の指導監督上の措置）に係る情報」である。

ウ 再処分において開示された部分には審査請求人が不知であった記載内容が含まれていた。これは実施機関が、当該部分を開示する理由として、審査請求人が知っているかどうかではなく、それらの部分を「公務員が受ける行政措置（厳重注意等の指導監督上の措置）に係る情報」であると判断して開示したものである。

エ 同じく「公務員が受ける行政措置（厳重注意等の指導監督上の措置）に係る情報」と判断されるべき部分が、原処分において不開示とされているのは適切ではない。

(2) 不開示部分の一部（整理番号③から⑨まで）の内容は審査請求人がその内容を知っていることを立証している部分であり、個人情報保護条例第19条第2号アに該当するため、不開示であるのは不合理である。

以上のことにより、7教育第803号の個人情報部分開示決定の処分を取り消すべきである。

第4 処分庁による個人情報の一部を開示する決定に係る理由の説明

(1) 審査請求人が開示が適当であると示す不開示部分は以下の理由により不開示が相当である。

ア 整理番号①から③まで及び⑦から⑩までの記載内容は、職務遂行の内容である反面、第三者の個人情報ともなっている。

イ 整理番号④から⑥までの記載内容は審査請求人が主張する「職務遂行の結果」であり、当該「結果」を「職務遂行の内容」として扱うかは個々の状況によって判断する必要があると考えている。

(2) 新・個人情報保護法の逐条解説（有斐閣 宇賀克也 著）において「当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」が同時に他者の個人情報に該当することがあり得ることに留意しなければならない。（略）職務とは無関係の個人情報としてその保護の必要性を検討する必要がある。」とされており、処分庁としてはその保護の必要性を検討した結果、不開示が相当であると判断したものである。

(3) 審査請求人が主張する不開示部分の一部（整理番号③から⑨まで）の内容につき、現状では、審査請求人がその内容を知っている情報として取り扱うことは難しいと考えている。

以上のことにより、本審査請求は棄却されるべきである。

第5 審査会の判断

(1) 不服申立てに係る主張及び事実の整理

審査請求人は、原処分において不開示としている部分について、公務員の職務の遂行に係る情報であり、審査請求人以外の個人に関する情報が含まれるものであるが、処分庁は原処分においてすでに他者の個人に関する情報を含む公務員の職務の遂行に係る情報を開示していると主張している。

この点について、処分庁は、開示を求められている部分の記載は公務員の職務遂行に係る情報である反面、第三者の個人情報ともなっていることから不開示が相当であると弁明している。

また、審査請求人、処分庁ともに第三者の個人情報が含まれているものであったとしても、開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報と認められるものは、開示すべきこととなると考える点は一致している。

(2) 不服申立て理由の検討

ア 第三者の個人情報を包含する公務員の職務の遂行に係る情報を不開示とした決定の妥当性について検討する。

（ア） 新・個人情報保護法の逐条解説には「当該個人が公務員等…である場合に

おいて、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」は開示すべきとしており、その趣旨は「公務員等の職務遂行に係る情報について、国民に対する説明責任という観点から開示を義務付けている。」とある。

(イ) しかしながら、公務員が職務を遂行する上で不可分な形で含まれ得る公務員ではない第三者には、上記のような国民（市民）に対する説明責任という観点は該当せず、公務員が遂行する職務に係る説明責任を問われる立場には無いのであるから、原則とされる個人情報保護条例第19条第2号柱書の規定に従って、慎重に判断されることは十分理解することができる。

(ウ) そして、処分庁において、第三者の保護の必要性を考慮し、慎重に判断し、当該情報の全部を個人に関する情報として取り扱い保護することを目的に不開示とすることも、十分理解することができるものである。

イ 次に開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報の開示の要否について検討する。

(ア) 審査請求人はその主張として、審査請求人が知っていると立証した情報を処分庁が開示しているとしている。

(イ) 処分庁においても原処分において新たに開示した部分は裁判を通じて、審査請求人が知っているものと判断するに至った部分であると弁明しており、また、今後も知っていると立証された部分は開示されていくべきであるとも弁明している。

(ウ) ただし、本件における「開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」について、審査請求人が開示を求めている部分に係る審査請求人が知っていると主張している情報については、処分庁としては現状における審査請求人の主張内容では審査請求人が既に知っている情報であることを立証していると判断するのは困難であるとして、個人情報保護条例第19条第2号アを適用するには至っていない。

(エ) また、本審査会においても、府への報告書にまつわる事案自体の事実関係をすべて把握しているものではなく、本審査会が、審査請求人が実際に不開示部分の事実を知っていると判断することは非常に困難であると言わざるを得ない。

ウ 以上のとおり、本件審査請求について、実施機関が決定した個人情報の一部を開示しないとする決定は妥当であると思慮されるため、本審査請求には理由がないとして、棄却すべきであると考えるところである。

第6 審査の経過

本件諮問に係る審査の経過は、以下のとおりである。

年 月 日	審 査 の 経 過
令和7年 10月21日	諮問書、審査請求書、弁明書及び反論書の受理
令和7年 11月7日	審議（第1回）
令和7年 11月26日	審査請求人及び実施機関による口頭意見陳述 審議（第2回）
令和7年 12月4日	審議（第3回） 答申の検討
令和7年 12月10日	答申

